

アメリカの裁判制度

私はアメリカ在住 43 年、市民権を取得した為に市民として陪審員（裁判員）の義務が生じた。特に 1986 年に会社の任意転勤にてニュージャージー州アトランティック郡 (County) に住み着いてから 3 度も選ばれ、2006 年に招集された時は裁判期間が 2 週間にも及んだ。この時私は陪審員長を務めた。

人口 50 万ぐらいの郡 (County) では陪審員を必要とする刑事訴訟、民事訴訟を合せて少なくとも毎週 5 件はある。一般に殆どの市民は少なくとも一生に一度は陪審員の経験があると言っても過言ではない。アメリカは統計上から犯罪王国であるが、故に裁判王国でもある。陪審員の任務期間は一裁判のみで、日本の様に一年間ではない。

裁判制度は州毎によって多少の差はあっても基本的には何も変わらない。ニュージャージー州は郡毎に州の最高裁判所（民事、刑事裁判を別々の裁判所で行なう郡もある）を置き、毎週月曜日におよそ 150 人の陪審員候補が裁判所に出廷する。そしてその週に開始する裁判に必要な陪審員が裁判毎に 30 人ぐらい無差別に選択され、法廷にて更に 9 人が選ばれるが、この時は検事と弁護士が相互に仕分け選択する。この選び残った 9 人が裁判のプロセスに入り、何日かの法廷での弁護側（被告人）と検事側（州政府）との論争を聞き、隔離された評議室で論議が開始する。判決に達した段階で法廷に戻り、陪審員長が裁判官（1 名）に結果を告げて、任務が終わる。

日本で開始した裁判制度との大きな違いは：

1. 裁判官は陪審員達による論議には参加しない。
2. 法廷では陪審員達による被告人に対する直接の質疑はない。
3. 評議室での論議中に上がる質問は担当裁判官に書面にて提出する。
4. 時間的な論議期間制限はない。
5. 陪審員任務は判決に到達した段階で終了し、義務が一年間に及ぶ事はない。

事務的な主な相異は：

1. 日当は出ない。出ても交通費ぐらい。裁判が長引いて 3 日以上になると、簡単な昼食（出前）が出る。
2. 普通、3 日間ぐらいで判決に達するが、時には 2,3 週間かかる事もある。
3. 月曜日に陪審員に選択漏れした場合、それで任務は終わる。
4. 一度呼び出しを受けると最小限 3 年間は再度の任務から免除される。
5. 普通 2 ヶ月前ぐらいに呼出し状が郵送される。ニュージャージー州では運転免許書のリスト（選挙人名簿ではなくて）から無差別に陪審員候補を選ぶ。
6. 呼出し状に対して出廷可能か否かの返答の義務が生じる。否の理由としては：警察官、裁判所員、弁護士、市民権を有しない者、医者、教員、介護者、病弱者、貧困者、等であるが、職業欠勤出来ない人も理由を明記すれば免除される。この為の面接はない。

7. 多くの会社団体は陪審日を特別有給日として扱うが、それは雇用者側にとって法人税に対する非課税の対象となる。中小企業会社では経費上陪審日を有給日として計上出来ない事も多い。これは義務化されていない。ちなみに私の会社は陪審員に選ばれた社員に対しては日当全額を支払った。

一般にアメリカ市民は陪審員義務はごく通常の公的義務と思っており、『人を裁く』と云う様な認識は薄い。むしろ、陪審員が在住する地域社会に於いて、犯された犯罪をどの様に解釈し、受け入れるかと云う事が基本であり、私もその観点で陪審員を勤めた。つまり『犯罪を裁く』のであるから、真実の追究プロセスである。したがって犯罪によっては地域格差が大きいとも言えるし、選ばれた陪審員の主観によって判決も異なること云うもの、いずれにせよ陪審員の判決は担当裁判官による影響は皆無である。

評議室で論議された内容は勿論極秘。アメリカ市民はそれも当然な事と理解、且つ受け入れているので、例外を除いて陪審員義務の為、苦慮したり、『うつ病』になったと言う事は聞いた事がない。あったとしてもそれは極めて稀。裁判を全うする自信がなければ初めから辞退すれば良いだけの事だからだ。アメリカでは **County** (郡庁所在地) にある州裁判所では毎週 (少なくとも月、火、水曜日) 陪審員付きの裁判が必ずと言って良いほど行なわれている。アメリカが犯罪王国と言われるゆえんでもある。又、報道機関も裁判は日常茶飯事の事ゆえ、よほどの事件でもない限り、報道しないのが通常である。

刑罰に関してであるが、殺人事件に時効はない。刑罰は犯した犯罪項目毎に科せられるので、合計の結果、懲役 100 年を超える事がしばしばある。又、州によっては死刑を排除してる。

又、ごく最近までは裁判所で証人となる者は聖書 (キリスト教の) の上に右手を置いて忠誠宣告したものであるが、宗教の自由にまつわる憲法の為にもうこれは行なわれなくなった。